

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 6 年 5 月 臨 時 会

池 田 市

目 次

1 報 告 第 3 号	処分報告について	1
専 決 第 3 号	池田市市税条例の一部改正について	2
	説 明	18
	参 考	21
2 報 告 第 4 号	処分報告について	56
専 決 第 4 号	令和5年度池田市一般会計補正予算（第14号）	57
	説 明	61
	参 考	79
3 報 告 第 5 号	債権の放棄に係る報告について	91
4 議 案 第 40 号	池田市監査委員の選任について	98
5 議 案 第 41 号	池田市監査委員の選任について	99
6 議 案 第 42 号	池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について	100

報告第3号

処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、池田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月16日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので専決処分したものである。

専決第 3 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 0 日 専決処分

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第 22 号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成 17 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 11 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 11 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 22 条、第 24 条から第 26 条まで、附則第 6 条第 2 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条の 3 第 1 項、前条及び附則第 12 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 第 2 項、第 45 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 24 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 45 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 11 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 35 条の規定にかかわらず、

次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記

載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 3 4 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 3 4 条第 1 項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」という。）及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期（以下この項において「第 4 期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 4 5 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定

は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 11 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 45 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 45 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1, 000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額

に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する

税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１

0月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの

間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４５条の５第２項の規定により読み替えられた第４５条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１１条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の4及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第13条第2項中「から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項」を「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第13条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第14条中第14項を第15項とし、同条第13項各号列記以外の部分

及び第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第17条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第 18 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 21 条第 4 項を削る。

附則第 22 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 24 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 25 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から

令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 28 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 31 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 33 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 36 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 36 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 37 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 37 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 38 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 4 1 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 4 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 4 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 4 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 4 8 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 4 8 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 4 9 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 4 9 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 4 9 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 4 9 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 5 0 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 50 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 50 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 50 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 51 条中「（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次条において「旧法」という。）附則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等の施行に伴い、本条例の一部改正を行ったものである。

1 市民税関係

(1) 令和6年度分の個人市民税の特別税額控除（定額減税）の創設

前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額について、1万円（控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円を加算した額）から、1万円（控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円を加算した額）に個人住民税の所得割の額のうちの府民税の割合を乗じて得た額を差し引いた額を控除することとするものであること。また、これに伴い必要となる個人市民税の納税通知書及び公的年金等に係る所得に係る個人市民税に関する特例を定めるものであること。

（附則第11条の5から第11条の7まで関係）

(2) 令和7年度分の個人市民税の特別税額控除（定額減税）の創設

前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者のうち、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有するものの所得割の額について、1万円から、1万円に個人住民税の所得割の額のうちの府民税の割合を乗じて得た額を差し引いた額を控除することとするものであること。

（附則第11条の8関係）

(3) (1)及び(2)に伴う所要の規定の整備を行うものであること。

（附則第36条から第38条まで、第41条、第42条及び

2 固定資産税及び都市計画税関係

(1) 固定資産税等の課税標準の特例措置の改正に伴う規定の整理

特定事業所内保育施設に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の廃止に伴う所要の規定の整理を行うほか、都市計画税の読替規定及び地域決定型地方税制特例措置の規定中引用条項の整理を行うものであること。

（附則第13条及び第13条の2関係）

(2) 新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置に係る申告の見直し

固定資産税の減額措置の対象となる新築された認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、その減額措置の適用に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該区分所有に係る住宅の管理者等から必要な書類の提出がされ、かつ、その要件に該当すると認められるときは、その減額措置を適用することができるとするものであること。また、引用条項の整理を行うものであること。

（附則第14条関係）

(3) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置等の適用期間の延長等

ア 土地に係る固定資産税等の負担調整措置等について、それぞれ令和5年度までを適用期間としていたところ、令和6年度から令和8年度までにおいても適用することとするものであること。また、引用条項の整理を行うものであること。

（附則第16条、第18条、第20条から第22条まで、第24条、
第25条、第28条、第31条及び第51条関係）

イ 土地の価格の特例について、令和5年度までを適用期間としていたところ、令和7年度及び令和8年度においても適用することとするもので

あること。

(附則第 17 条関係)

3 特別土地保有税関係

宅地等に係る課税の特例の適用期間等の延長

宅地等の課税の特例について、令和 5 年度までを適用期間としていたところ、令和 6 年度から令和 8 年度までにおいても適用することとするものであること。また、宅地等の課税における課税標準の特例の対象となる土地の取得の日について、令和 6 年 3 月 31 日までとしていたところ、令和 9 年 3 月 31 日までとするものであること。

(附則第 33 条関係)

4 施行期日等

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

報告第3号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例対照表

改 正 前	改 正 後
本則 (略) 附 則 第1条～第11条の4 (略)	本則 (略) 附 則 第1条～第11条の4 (略) <u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第11条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第11条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の3第1項、前条及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年</u>

改 正 前	改 正 後
	中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 <u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u> <u>第11条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第35条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第34条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>の分割金額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 <u>令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定</u>

改 正 前	改 正 後
	は、適用しない。 <u>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</u> <u>第11条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額</u>

改 正 前	改 正 後
	控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数が

改 正 前	改 正 後
	<u>あるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(４) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u>

改 正 前	改 正 後
	(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 3 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額から</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>その者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> <u>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４５条の５第２項の規定により読み替えられた第４５条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> <u>４ 前項の規定の適用がある場合における第４５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１１条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> <u>５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４５条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u>

改 正 前	改 正 後
第12条・第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する	<u>第11条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第26条まで、附則第6条第2項、附則第10条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の4及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 第12条・第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項、<u>第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する

改 正 前	改 正 後
条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

改 正 前	改 正 後
<u>17・18</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2 (略) <u>3～7</u> (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>16・17</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2 (略) <u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> <u>4～8</u> (略) 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1)～(7) (略) <u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(7) (略) <u>10</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>11</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) <u>12</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1)～(6) (略) <u>1 2</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 1 6 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>1 3</u> 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 1 7 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第 7 条第 1 7 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)	(1)～(6) (略) <u>1 3</u> 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 1 7 項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) (略) <u>1 4</u> 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 1 8 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第 7 条第 1 8 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略)

改 正 前	改 正 後
<u>1 4</u> (略) 第 1 5 条 (略) (土地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義) 第 1 6 条 次条から附則第 3 1 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 5 項</u> (<u>令和 4 年度又は令和 5 年度</u>における土地の価格の特例) 第 1 7 条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 9 条の規定にかかわらず、<u>令和 4 年度分又は令和 5 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適	<u>1 5</u> (略) 第 1 5 条 (略) (土地に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義) 第 1 6 条 次条から附則第 3 1 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 4 項</u> (<u>令和 7 年度又は令和 8 年度</u>における土地の価格の特例) 第 1 7 条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 9 条の規定にかかわらず、<u>令和 7 年度分又は令和 8 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 8 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適

改 正 前	改 正 後
用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>） （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税	用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

改 正 前	改 正 後
額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当

改 正 前	改 正 後
税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 第19条 （略）	該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 第19条 （略）

改 正 前	改 正 後
(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第20条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第21条 (略) 2・3 (略)	(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第20条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第21条 (略) 2・3 (略)

改 正 前	改 正 後
4 <u>令和2年度分の固定資産税について池田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年池田市条例第13号）第1条の規定による改正前の池田市市税条例（以下「令和3年改正前の池田市市税条例」という。）附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の池田市市税条例附則第21条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第22条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）</u>（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま	第22条 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に</u>

改 正 前	改 正 後
での規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 第23条 （略） （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 第24条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画	定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 第23条 （略） （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 第24条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画

改 正 前	改 正 後
税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定	税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3

改 正 前	改 正 後
の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税	までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税

改 正 前	改 正 後
標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第25条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき	標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例) 第25条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるとき

改 正 前	改 正 後
は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) 第26条・第27条 (略) 第28条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第26条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める	は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) 第26条・第27条 (略) 第28条 市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第26条の規定により附則第21条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税

改 正 前	改 正 後
率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 第29条・第30条 (略) (免税点の適用に関する特例) 第31条 附則第18条、第20条、第21条及び第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受け	標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 第29条・第30条 (略) (免税点の適用に関する特例) 第31条 附則第18条、第20条、第21条及び第22条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受け

改 正 前	改 正 後
る宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 第32条 （略） （特別土地保有税の課税の特例） 第33条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第119条第1号及び第127条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第119条第2号中「不動産取得税の課税標準と	る宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第21条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第22条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第21条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 第32条 （略） （特別土地保有税の課税の特例） 第33条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第119条第1号及び第127条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第119条第2号中「不動産取得税の課税標準と

改 正 前	改 正 後
なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略） 第34条～第35条の2 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第36条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第37条 （略）	なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 （略） 第34条～第35条の2 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第36条 （略） 2 （略） 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第37条 （略）

改 正 前	改 正 後
2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、</u> <u>「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第38条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第38条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、</u> <u>「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
第39条・第40条 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	第39条・第40条 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

改 正 前	改 正 後
第４１条 （略） ２～４ （略） ５ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４） （略） （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４２条 （略） ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４） （略） 第４３条～第４７条 （略） （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４８条 （略）	第４１条 （略） ２～４ （略） ５ 第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４） （略） <u>（５）附則第１１条の５及び附則第１１条の８の規定の適用については、附則第１１条の５第１項及び附則第１１条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４１条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４２条 （略） ２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４） （略） <u>（５）附則第１１条の５及び附則第１１条の８の規定の適用については、附則第１１条の５第１項及び附則第１１条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第４２条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 第４３条～第４７条 （略） （先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第４８条 （略）

改 正 前	改 正 後
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、</u>

改 正 前	改 正 後
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第50条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) 6 (略) (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特	<u>「所得割の額並びに附則第49条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第50条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、</u> <u>「所得割の額並びに附則第50条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、</u> <u>「所得割の額並びに附則第50条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 (略) (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特

改 正 前	改 正 後
例に関する経過措置) 第 5 1 条 地方税法等の一部を改正する法律 <u>（令和 3 年法律第 7 号）</u> 附則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 1 8 条の 3 及び第 2 5 条の 3 の規定は適用しない。 第 5 2 条～第 5 6 条 （略）	例に関する経過措置) 第 5 1 条 地方税法等の一部を改正する法律 <u>（令和 6 年法律第 4 号）</u> 附則第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、<u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 1 8 条の 3 及び第 2 5 条の 3 の規定は適用しない。 第 5 2 条～第 5 6 条 （略）

報告第 4 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 5 年度池田市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 6 年 5 月 16 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方交付税等の確定に伴い、令和 5 年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第4号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,278千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,027,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		70,000	104,590	174,590
	1 株式等譲渡所得割交付金	70,000	104,590	174,590
7 地方消費税交付金		2,300,000	114,235	2,414,235
	1 地方消費税交付金	2,300,000	114,235	2,414,235
11 地方交付税		5,187,344	149,961	5,337,305
	1 地方交付税	5,187,344	149,961	5,337,305
16 府支出金		3,409,359	15,300	3,424,659
	2 府補助金	404,633	15,300	419,933
18 寄附金		246,000	△33,364	212,636
	1 寄附金	246,000	△33,364	212,636
19 繰入金		2,814,270	△390,000	2,424,270
	1 繰入金	2,814,270	△390,000	2,424,270
歳 入 合 計		47,067,017	△39,278	47,027,739

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,091,959	△95,516	3,996,443
	1 総 務 管 理 費	3,122,355	△95,516	3,026,839
3 民 生 費		22,417,556	44,914	22,462,470
	1 社 会 福 祉 費	11,948,999	14,105	11,963,104
	2 児 童 福 祉 費	8,556,346	30,809	8,587,155
4 衛 生 費		4,994,055	3,634	4,997,689
	1 保 健 衛 生 費	3,524,481	3,634	3,528,115
8 土 木 費		3,547,538	3,310	3,550,848
	4 都 市 計 画 費	2,232,417	3,310	2,235,727
10 教 育 費		5,582,223	6,500	5,588,723
	1 教 育 総 務 費	1,360,457	4,456	1,364,913
	6 社 会 教 育 費	1,415,545	2,044	1,417,589
13 予 備 費		176,688	△2,120	174,568
	1 予 備 費	176,688	△2,120	174,568
歳 出 合 計		47,067,017	△39,278	47,027,739

報告第4号 説 明

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 4 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	104,590	174,590
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	114,235	2,414,235
11 地 方 交 付 税	5,187,344	149,961	5,337,305
16 府 支 出 金	3,409,359	15,300	3,424,659
18 寄 附 金	246,000	△33,364	212,636
19 繰 入 金	2,814,270	△390,000	2,424,270
歳 入 合 計	47,067,017	△39,278	47,027,739

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	4,091,959	△95,516	3,996,443			△95,516		
3 民 生 費	22,417,556	44,914	22,462,470			46,531	△1,617	
4 衛 生 費	4,994,055	3,634	4,997,689			3,811	△177	
7 商 工 費	505,418	0	505,418			2,000	△2,000	
8 土 木 費	3,547,538	3,310	3,550,848			3,310		
10 教 育 費	5,582,223	6,500	5,588,723	15,300		6,500	△15,300	
13 予 備 費	176,688	△2,120	174,568				△2,120	
歳 出 合 計	47,067,017	△39,278	47,027,739	15,300		△33,364	△21,214	

歳

入

2 歳 入

(款) 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金

(項) 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	104,590	174,590	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	104,590	株式等譲渡所得割交付金 104,590 追加
計	70,000	104,590	174,590			

(款) 7 地 方 消 費 税 交 付 金

(項) 1 地 方 消 費 税 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	114,235	2,414,235	1 地 方 消 費 税 交 付 金	114,235	地方消費税交付金 114,235 追加
計	2,300,000	114,235	2,414,235			

(款) 11 地 方 交 付 税

(項) 1 地 方 交 付 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	5,187,344	149,961	5,337,305	1 地方交付税	149,961	特別交付税 149,961 追加
計	5,187,344	149,961	5,337,305			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 補 助 金	7,278	15,300	22,578	3 振興補助	15,300	振興補助 15,300 追加
計	404,633	15,300	419,933			

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	246,000	△33,364	212,636	1 みんなでつくるまちの寄附金	△33,364	みんなでつくるまちの寄附金 △33,364 減額
計	246,000	△33,364	212,636			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2,802,022	△390,000	2,412,022	1 財政調整基金繰入金	△390,000	財政調整基金繰入金 △390,000 減額
計	2,814,270	△390,000	2,424,270			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1, 540, 372	22, 322	1, 562, 694			22, 322		24 積 立 金	22, 322	公共施設整備基金 2, 247 追加 世界に誇れる安全で安心な まちづくり基金 20, 075 追加
9 公益活動 促 進 費	5, 714	857	6, 571			857		24 積 立 金	857	公益活動促進基金 857 追加
13 自治振興費	425, 809	△121, 050	304, 759			△121, 050		24 積 立 金	△121, 050	みんなでつくるまち推進基 金 △121, 050 減額
14 文化振興費	25, 352	2, 355	27, 707			2, 355		24 積 立 金	2, 355	文化振興基金 2, 355 追加
計	3, 122, 355	△95, 516	3, 026, 839			△95, 516				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	7,744,518	14,105	7,758,623			15,722	△1,617	24積 立 金	14,105	福祉基金 14,105 追加
計	11,948,999	14,105	11,963,104			15,722	△1,617			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,393,562	30,809	5,424,371			30,809		24積 立 金	30,809	子ども・子育て基金 30,809 追加
計	8,556,346	30,809	8,587,155			30,809				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債					そ の 他
1 保健衛生 総 務 費	508,727	3,634	512,361			3,634		24積 立 金	3,634	環境基金 3,634 追加
計	3,524,481	3,634	3,528,115			3,634				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 塵芥処理費	969,744	0	969,744			177	△177			財源更正
計	1,469,574	0	1,469,574			177	△177			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 観 光 費	57,592	0	57,592			2,000	△2,000			財源更正
計	505,418	0	505,418			2,000	△2,000			

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 緑化事業費	20,679	3,310	23,989			3,310		24 積 立 金	3,310	緑化基金 3,310 追加
計	2,232,417	3,310	2,235,727			3,310				

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教 育 総 務 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教育振興費	31, 113	4, 456	35, 569			4, 456		24 積 立 金	4, 456	教育振興基金 4, 456 追加
計	1, 360, 457	4, 456	1, 364, 913			4, 456				

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	1,034,421	0	1,034,421	15,300			△15,300			財源更正
計	1,034,421	0	1,034,421	15,300			△15,300			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
11 社会体育 振 興 費	14,621	2,044	16,665			2,044		24 積 立 金	2,044	スポーツ振興基金 2,044 追加
計	1,415,545	2,044	1,417,589			2,044				

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	176,688	△2,120	174,568				△2,120			予備費 △2,120 減額
計	176,688	△2,120	174,568				△2,120			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,775,700	—	16,775,700
	1 市 民 税	8,033,900	—	8,033,900
	2 固 定 資 産 税	6,567,000	—	6,567,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	104,590	174,590
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	104,590	174,590

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,300,000	114,235	2,414,235
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	114,235	2,414,235
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000	—	60,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000	—	21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	—	21,000
10 地 方 特 例 交 付 金		93,432	—	93,432
	1 地 方 特 例 交 付 金	92,932	—	92,932
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,187,344	149,961	5,337,305
	1 地 方 交 付 税	5,187,344	149,961	5,337,305
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		314,456	—	314,456
	1 負 担 金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		931,577	—	931,577
	1 使 用 料	661,703	—	661,703
	2 手 数 料	268,831	—	268,831
	3 証 紙 収 入	1,043	—	1,043
15 国 庫 支 出 金		11,590,607	—	11,590,607
	1 国 庫 負 担 金	6,115,146	—	6,115,146
	2 国 庫 補 助 金	1,141,764	—	1,141,764
	3 国 庫 委 託 金	20,203	—	20,203
	4 国 庫 交 付 金	4,313,494	—	4,313,494
16 府 支 出 金		3,409,359	15,300	3,424,659
	1 府 負 担 金	2,635,119	—	2,635,119
	2 府 補 助 金	404,633	15,300	419,933
	3 府 委 託 金	48,554	—	48,554
	4 府 交 付 金	321,053	—	321,053
17 財 産 収 入		19,288	—	19,288
	1 財 産 運 用 収 入	8,588	—	8,588
	2 財 産 売 払 収 入	10,700	—	10,700
18 寄 附 金		246,000	△33,364	212,636

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	246,000	△33,364	212,636
19 繰 入 金		2,814,270	△390,000	2,424,270
	1 繰 入 金	2,814,270	△390,000	2,424,270
20 諸 収 入		1,011,503	—	1,011,503
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	395,066	—	395,066
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	453,282	—	453,282
21 市 債		1,527,800	—	1,527,800
	1 市 債	1,527,800	—	1,527,800
22 繰 越 金		18,381	—	18,381
	1 繰 越 金	18,381	—	18,381
歳 入 合 計		47,067,017	△39,278	47,027,739

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		369,208	—	369,208
	1 議 会 費	369,208	—	369,208
2 総 務 費		4,091,959	△95,516	3,996,443
	1 総 務 管 理 費	3,122,355	△95,516	3,026,839
	2 徴 税 費	485,834	—	485,834
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	262,027	—	262,027
	4 選 挙 費	155,783	—	155,783
	5 統 計 調 査 費	24,017	—	24,017
	6 監 査 委 員 費	41,943	—	41,943
3 民 生 費		22,417,556	44,914	22,462,470
	1 社 会 福 祉 費	11,948,999	14,105	11,963,104
	2 児 童 福 祉 費	8,556,346	30,809	8,587,155
	3 生 活 保 護 費	1,911,831	—	1,911,831
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,994,055	3,634	4,997,689
	1 保 健 衛 生 費	3,524,481	3,634	3,528,115
	2 清 掃 費	1,469,574	—	1,469,574
5 労 働 費		13,698	—	13,698

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	13,698	—	13,698
6 農 林 水 産 業 費		47,519	—	47,519
	1 農 林 費	47,519	—	47,519
7 商 工 費		505,418	—	505,418
	1 商 工 費	505,418	—	505,418
8 土 木 費		3,547,538	3,310	3,550,848
	1 土 木 管 理 費	469,899	—	469,899
	2 道 路 橋 り よ う 費	637,752	—	637,752
	3 河 川 費	43,235	—	43,235
	4 都 市 計 画 費	2,232,417	3,310	2,235,727
	5 住 宅 費	163,867	—	163,867
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,450,812	—	1,450,812
	1 消 防 費	1,450,812	—	1,450,812
10 教 育 費		5,582,223	6,500	5,588,723
	1 教 育 総 務 費	1,360,457	4,456	1,364,913
	2 小 学 校 費	1,102,233	—	1,102,233
	3 中 学 校 費	470,795	—	470,795

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	198,772	—	198,772
	5 給 食 セ ン タ ー 費	1,034,421	—	1,034,421
	6 社 会 教 育 費	1,415,545	2,044	1,417,589
11 公 債 費		3,820,688	—	3,820,688
	1 公 債 費	3,820,688	—	3,820,688
12 諸 支 出 金		49,655	—	49,655
	1 防 災 費	49,655	—	49,655
13 予 備 費		176,688	△2,120	174,568
	1 予 備 費	176,688	△2,120	174,568
歳 出 合 計		47,067,017	△39,278	47,027,739

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,913,016	—	22,913,016
人件費	8,119,506	—	8,119,506
扶助費	10,972,822	—	10,972,822
公債費	3,820,688	—	3,820,688
投資的経費	3,127,130	—	3,127,130
その他の	21,026,871	△ 39,278	20,987,593
物件費	8,597,559	—	8,597,559
その他	12,429,312	△ 39,278	12,390,034
合 計	47,067,017	△ 39,278	47,027,739

一般会計

令和５年度		補正第１４号					歳出款別節別内訳表								(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,358	142,259	320,271	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	882,965		123		1,668,595
2	給料	31,611	629,692	508,518	318,971	3,155	11,374	7,291	167,986	444,568	536,351				2,659,517
3	職員手当等	88,759	611,181	441,060	264,784	2,355	10,466	8,268	150,579	408,869	543,950		4,961		2,535,232
4	共済費	55,966	265,536	228,424	133,824	1,099	4,635	5,391	66,657	172,256	321,944				1,255,732
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	7,985	60,531		294		279,036
8	旅費	4,299	16,112	10,868	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	36,567				81,780
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,882	251,389	93,047	430,324	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,364,832
11	役務費	1,341	114,317	68,454	27,100	89	225	380	882	4,975	29,887		7,582		255,232
12	委託料	5,002	1,039,970	886,137	2,091,849		977	269,465	852,244	10,751	1,249,856		24,832		6,431,083
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	38,778	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		888,130
14	工事請負費			26,000	27,000				1,099,000	3,900	748,510				1,904,410
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	301	6,327	8,554	37,816	20			16	215,977	52,258		30		321,299
18	負担金補助及び交付金	13,954	163,193	5,329,114	270,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		6,396,936
19	扶助費		185	10,894,806	19,516						58,315				10,972,822
20	貸付金			2,474				138,000							140,474
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		56,453	293,398	111,945						4,108	3,820,688			4,286,592
23	投資及び出資金														
24	積立金		168,055	48,475	33,634			3	14,671		6,500		63		271,401
25	寄附金		1,000												1,000
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769
27	繰出金			3,242,148	1,018,121				839,893	19,100					5,119,262
	予備費													174,568	174,568
	()%	(0.8)	(8.5)	(47.8)	(10.6)	(0.0)	(0.1)	(1.1)	(7.5)	(3.1)	(11.9)	(8.1)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	369,208	3,996,443	22,462,470	4,997,689	13,698	47,519	505,418	3,550,848	1,450,812	5,588,723	3,820,688	49,655	174,568	47,027,739

一般会計

令和 5 年度		補正第 1 4 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1	報酬	1,668,595			1,668,595				1,668,595	
2	給料	2,659,517			2,659,517				2,659,517	
3	職員手当等	2,535,232			2,535,232				2,535,232	
4	共済費	1,255,732			1,255,732				1,255,732	
5	災害補償費	430			430				430	
6	恩給及び退職年金									
7	報償費							279,036	279,036	
8	旅費						81,780		81,780	
9	交際費						3,085		3,085	
10	需用費					100,000	1,264,832		1,364,832	
11	役務費						255,232		255,232	
12	委託料					415,550	6,015,533		6,431,083	
13	使用料及び賃借料					774	887,356		888,130	
14	工事請負費					1,904,410			1,904,410	
15	原材料費						5,542		5,542	
16	公有財産購入費									
17	備品購入費					237,100	84,199		321,299	
18	負担金補助及び交付金					453,096		5,943,840	6,396,936	
19	扶助費		10,972,822		10,972,822				10,972,822	
20	貸付金							140,474	140,474	
21	補償補填及び賠償金							8,980	8,980	
22	償還金利子及び割引料			3,820,688	3,820,688			465,904	4,286,592	
23	投資及び出資金									
24	積立金							271,401	271,401	
25	寄附金							1,000	1,000	
26	公課費							1,769	1,769	
27	繰出金					16,200		5,103,062	5,119,262	
	予備費							174,568	174,568	
	計 ()%	(17.3)	(23.3)	(8.1)	(48.7)	(6.7)	(18.3)	(26.3)	(100.0)	
		8,119,506	10,972,822	3,820,688	22,913,016	3,127,130	8,597,559	12,390,034	47,027,739	

みんなでつくるまちの寄付金関係 補正予算参考資料

令和5年度 みんなでつくるまちの寄付内訳			事業充当額 (千円)	基金積立内訳	
寄 付 指 定 事 業	件 数	金 額(千円)		基 金 名	積立額(千円)
消防の充実に関する事業	76	41,573	-	みんなでつくるまち推進基金	124,950
地域コミュニティの推進に関する事業	61	1,689	-		
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	92	1,807	-		
観光の振興に関する事業	234	5,825	-		
五月山の保全事業	87	2,289	-		
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	73	1,650	-		
大型遊具設置事業	24	493	-		
ウォンバットの受け入れと五月山動物園の再整備事業	529	13,728	-		
指定無し	2,394	55,896	-		
市民安全の充実に関する事業	807	20,075	-	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金	20,075
公益活動の促進に関する事業	42	857	-	公益活動促進基金	857
文化の振興に関する事業	97	2,355	-	文化振興基金	2,355
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	155	3,634	-	環境基金	3,634
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	30	3,310	-	緑化基金	3,310
保健福祉の充実に関する事業	191	14,105	-	福祉基金	14,105
子育て支援の充実に関する事業	1,324	30,809	-	子ども・子育て基金	30,809
公共施設の充実に関する事業	44	2,247	-	公共施設整備基金	2,247
教育の充実に関する事業	171	4,456	-	教育振興基金	4,456
スポーツの振興に関する事業	72	2,044	-	スポーツ振興基金	2,044
歴史と伝統の「猪名川花火大会」応援事業	36	2,000	2,000		
高齢者健康維持・増進事業	61	1,617	1,617		
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	1	177	177		
計	6,601	212,636	3,794	計	208,842

報告第 5 号

債権の放棄に係る報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、池田市債権管理条例（平成 30 年池田市条例第 3 号）第 7 条の規定により市の債権を放棄したので、同条例第 8 条の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 16 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 5 年度中に放棄した市の債権について報告するものである。

池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号。以下「条例」という。）
 第7条各号のいずれかに該当することにより、令和5年度中に放棄した非強制
 徴収債権及びその履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金は以下
 のとおりである。

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付資金〔生活資金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和6年3月31日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成20年9月2日	198,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成21年3月9日	250,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	平成21年4月13日	155,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
4	平成21年9月28日	250,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
5	平成21年10月13日	250,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	1,103,000		

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付資金〔高等学校入学準備金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和6年3月31日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成2年3月27日	132,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成13年2月14日	264,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	396,000		

放棄する債権の名称（所属）			使用料（市立池田病院事務局）	
債権放棄年月日			令和6年3月11日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成21年8月5日	29,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成24年12月27日	159,000	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	平成28年1月8日	526,235	条例第7条第3号（消滅時効）	
4	平成28年5月2日	48,236	条例第7条第3号（消滅時効）	
5	平成29年1月13日	20,624	条例第7条第3号（消滅時効）	
6	平成29年4月5日	19,984	条例第7条第3号（消滅時効）	
7	平成29年9月20日	107,077	条例第7条第3号（消滅時効）	
8	平成30年3月25日	154,864	条例第7条第3号（消滅時効）	
9	平成30年11月2日	109,072	条例第7条第3号（消滅時効）	
10	平成30年12月9日	224,890	条例第7条第3号（消滅時効）	
11	平成30年12月21日	510,103	条例第7条第3号（消滅時効）	
12	平成31年3月25日	44,867	条例第7条第3号（消滅時効）	
13	令和元年5月14日	90,308	条例第7条第3号（消滅時効）	
14	令和元年7月26日	4,770	条例第7条第3号（消滅時効）	
15	令和元年8月8日	3,541	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
16	令和元年10月28日	6,179	条例第7条第3号（消滅時効）	
17	令和元年10月31日	60,406	条例第7条第3号（消滅時効）	
18	令和元年12月16日	6,799	条例第7条第3号（消滅時効）	
19	令和2年2月3日	1,977	条例第7条第3号（消滅時効）	
20	令和2年3月8日	14,280	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	2,142,212		

放棄する債権の名称（所属）			使用料〔水道料金及びメーター料〕（上下水道部）	
債権放棄年月日			令和6年3月31日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成18年5月15日	64,563	条例第7条第3号（消滅時効）	
2	平成18年5月30日	223,960	条例第7条第3号（消滅時効）	
3	平成18年6月28日	257,270	条例第7条第3号（消滅時効）	
4	平成20年2月28日	548,467	条例第7条第3号（消滅時効）	
5	平成29年4月18日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
6	平成29年4月18日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
7	平成29年4月18日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
8	平成29年4月18日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
9	平成29年4月18日	783	条例第7条第3号（消滅時効）	
10	平成29年4月18日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
11	平成29年4月18日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
12	平成29年4月18日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
13	平成29年4月18日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
14	平成29年4月18日	820	条例第7条第3号（消滅時効）	
15	平成29年4月18日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
16	平成29年4月18日	2,299	条例第7条第3号（消滅時効）	
17	平成29年4月18日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
18	平成29年4月18日	3,888	条例第7条第3号（消滅時効）	
19	平成29年4月18日	6,866	条例第7条第3号（消滅時効）	
20	平成29年4月18日	1,252	条例第7条第3号（消滅時効）	
21	平成29年4月28日	1,150	条例第7条第3号（消滅時効）	
22	平成29年4月28日	1,150	条例第7条第3号（消滅時効）	
23	平成29年4月28日	26,684	条例第7条第3号（消滅時効）	
24	平成29年4月28日	32,801	条例第7条第3号（消滅時効）	
25	平成29年4月28日	3,444	条例第7条第3号（消滅時効）	
26	平成29年4月28日	2,872	条例第7条第3号（消滅時効）	
27	平成29年4月28日	4,923	条例第7条第3号（消滅時効）	
28	平成29年4月28日	6,564	条例第7条第3号（消滅時効）	
29	平成29年4月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
30	平成29年4月28日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
31	平成29年4月28日	12,559	条例第7条第3号（消滅時効）	
32	平成29年5月16日	6,564	条例第7条第3号（消滅時効）	
33	平成29年5月16日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
34	平成29年5月16日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
35	平成29年5月16日	43,234	条例第7条第3号（消滅時効）	
36	平成29年5月16日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
37	平成29年5月16日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
38	平成29年5月16日	7,780	条例第7条第3号（消滅時効）	
39	平成29年5月16日	4,923	条例第7条第3号（消滅時効）	
40	平成29年5月16日	1,965	条例第7条第3号（消滅時効）	
41	平成29年5月16日	1,620	条例第7条第3号（消滅時効）	
42	平成29年5月16日	4,599	条例第7条第3号（消滅時効）	
43	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
44	平成29年5月30日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
45	平成29年5月30日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
46	平成29年5月30日	1,916	条例第7条第3号（消滅時効）	
47	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
48	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
49	平成29年5月30日	17,970	条例第7条第3号（消滅時効）	
50	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
51	平成29年5月30日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
52	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
53	平成29年5月30日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
54	平成29年5月30日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
55	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
56	平成29年5月30日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
57	平成29年5月30日	2,872	条例第7条第3号（消滅時効）	
58	平成29年5月30日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
59	平成29年5月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
60	平成29年5月30日	3,078	条例第7条第3号（消滅時効）	
61	平成29年6月16日	3,832	条例第7条第3号（消滅時効）	
62	平成29年6月16日	6,132	条例第7条第3号（消滅時効）	
63	平成29年6月28日	1,857	条例第7条第3号（消滅時効）	
64	平成29年6月28日	2,872	条例第7条第3号（消滅時効）	
65	平成29年6月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
66	平成29年6月28日	15,798	条例第7条第3号（消滅時効）	
67	平成29年7月28日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
68	平成29年7月28日	6,564	条例第7条第3号（消滅時効）	
69	平成29年7月28日	109,137	条例第7条第3号（消滅時効）	
70	平成29年7月28日	7,440	条例第7条第3号（消滅時効）	
71	平成29年7月28日	3,692	条例第7条第3号（消滅時効）	
72	平成29年7月28日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
73	平成29年7月28日	6,564	条例第7条第3号（消滅時効）	
74	平成29年8月16日	11,436	条例第7条第3号（消滅時効）	
75	平成29年8月16日	1,857	条例第7条第3号（消滅時効）	
76	平成29年8月16日	6,132	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
77	平成29年8月16日	3, 390	条例第7条第3号 (消滅時効)	
78	平成29年8月16日	4, 599	条例第7条第3号 (消滅時効)	
79	平成29年8月16日	4, 243	条例第7条第3号 (消滅時効)	
80	平成29年8月16日	14, 087	条例第7条第3号 (消滅時効)	
81	平成29年8月16日	2, 343	条例第7条第3号 (消滅時効)	
82	平成29年8月29日	70, 458	条例第7条第3号 (消滅時効)	
83	平成29年8月29日	5, 010	条例第7条第3号 (消滅時効)	
84	平成29年8月29日	410	条例第7条第3号 (消滅時効)	
85	平成29年8月29日	3, 066	条例第7条第3号 (消滅時効)	
86	平成29年8月29日	4, 513	条例第7条第3号 (消滅時効)	
87	平成29年9月19日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
88	平成29年9月19日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
89	平成29年9月19日	3, 066	条例第7条第3号 (消滅時効)	
90	平成29年9月19日	4, 599	条例第7条第3号 (消滅時効)	
91	平成29年9月19日	3, 066	条例第7条第3号 (消滅時効)	
92	平成29年9月19日	65, 542	条例第7条第3号 (消滅時効)	
93	平成29年9月20日	766	条例第7条第3号 (消滅時効)	
94	平成29年9月28日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
95	平成29年9月28日	4, 599	条例第7条第3号 (消滅時効)	
96	平成29年9月28日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
97	平成29年9月28日	1, 641	条例第7条第3号 (消滅時効)	
98	平成29年9月28日	2, 051	条例第7条第3号 (消滅時効)	
99	平成29年9月28日	6, 564	条例第7条第3号 (消滅時効)	
100	平成29年9月28日	1, 150	条例第7条第3号 (消滅時効)	
101	平成29年10月17日	1, 231	条例第7条第3号 (消滅時効)	
102	平成29年10月17日	4, 599	条例第7条第3号 (消滅時効)	
103	平成29年10月17日	1, 722	条例第7条第3号 (消滅時効)	
104	平成29年10月17日	5, 571	条例第7条第3号 (消滅時効)	
105	平成29年10月30日	83, 970	条例第7条第3号 (消滅時効)	
106	平成29年10月30日	2, 683	条例第7条第3号 (消滅時効)	
107	平成29年10月30日	3, 066	条例第7条第3号 (消滅時効)	
108	平成29年10月30日	2, 461	条例第7条第3号 (消滅時効)	
109	平成29年11月16日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
110	平成29年11月16日	1, 533	条例第7条第3号 (消滅時効)	
111	平成29年11月16日	2, 947	条例第7条第3号 (消滅時効)	
112	平成29年11月16日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	
113	平成29年11月16日	5, 085	条例第7条第3号 (消滅時効)	
114	平成29年11月28日	4, 599	条例第7条第3号 (消滅時効)	
115	平成29年11月28日	1, 533	条例第7条第3号 (消滅時効)	
116	平成29年11月28日	5, 550	条例第7条第3号 (消滅時効)	
117	平成29年11月28日	4, 513	条例第7条第3号 (消滅時効)	
118	平成29年11月28日	4, 513	条例第7条第3号 (消滅時効)	
119	平成29年11月28日	4, 923	条例第7条第3号 (消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
120	平成29年11月28日	4,923	条例第7条第3号（消滅時効）	
121	平成29年11月28日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
122	平成29年12月18日	4,102	条例第7条第3号（消滅時効）	
123	平成29年12月18日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
124	平成29年12月28日	1,150	条例第7条第3号（消滅時効）	
125	平成29年12月28日	2,937	条例第7条第3号（消滅時効）	
126	平成29年12月28日	31,891	条例第7条第3号（消滅時効）	
127	平成29年12月28日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
128	平成29年12月28日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
129	平成29年12月28日	3,606	条例第7条第3号（消滅時効）	
130	平成29年12月28日	2,623	条例第7条第3号（消滅時効）	
131	平成30年1月16日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
132	平成30年1月16日	14,395	条例第7条第3号（消滅時効）	
133	平成30年1月16日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
134	平成30年1月16日	12,983	条例第7条第3号（消滅時効）	
135	平成30年1月16日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
136	平成30年1月16日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
137	平成30年1月16日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
138	平成30年1月16日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
139	平成30年1月30日	8,574	条例第7条第3号（消滅時効）	
140	平成30年1月30日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
141	平成30年1月30日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
142	平成30年1月30日	3,066	条例第7条第3号（消滅時効）	
143	平成30年1月30日	2,872	条例第7条第3号（消滅時効）	
144	平成30年1月30日	3,282	条例第7条第3号（消滅時効）	
145	平成30年1月30日	9,126	条例第7条第3号（消滅時効）	
146	平成30年2月16日	9,581	条例第7条第3号（消滅時効）	
147	平成30年2月16日	7,668	条例第7条第3号（消滅時効）	
148	平成30年2月16日	21,481	条例第7条第3号（消滅時効）	
149	平成30年2月16日	7,311	条例第7条第3号（消滅時効）	
150	平成30年2月16日	2,991	条例第7条第3号（消滅時効）	
151	平成30年2月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
152	平成30年2月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
153	平成30年2月28日	3,909	条例第7条第3号（消滅時効）	
154	平成30年2月28日	5,658	条例第7条第3号（消滅時効）	
155	平成30年2月28日	410	条例第7条第3号（消滅時効）	
156	平成30年2月28日	2,872	条例第7条第3号（消滅時効）	
157	平成30年2月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
158	平成30年2月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
159	平成30年2月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
160	平成30年3月16日	13,661	条例第7条第3号（消滅時効）	
161	平成30年3月16日	2,991	条例第7条第3号（消滅時効）	
162	平成30年3月16日	38,718	条例第7条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
163	平成30年3月16日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
164	平成30年3月16日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
165	平成30年3月16日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
166	平成30年3月16日	2,343	条例第7条第3号（消滅時効）	
167	平成30年3月16日	3,801	条例第7条第3号（消滅時効）	
168	平成30年3月16日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
169	平成30年3月28日	2,213	条例第7条第3号（消滅時効）	
170	平成30年3月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
171	平成30年3月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
172	平成30年3月28日	1,533	条例第7条第3号（消滅時効）	
173	平成30年3月28日	2,181	条例第7条第3号（消滅時効）	
174	平成30年3月28日	3,834	条例第7条第3号（消滅時効）	
175	平成30年3月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
176	平成30年3月28日	1,722	条例第7条第3号（消滅時効）	
177	平成30年3月28日	1,641	条例第7条第3号（消滅時効）	
	計	2,232,253		

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

山 本 明 人

 生

令和 6 年 5 月 16 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市監査委員として識見を有する者のうちから選任されている山本明人氏は、来る令和 6 年 5 月 31 日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

議案第 4 1 号

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

※議会運営の都合上、選任する候補者の住所、氏名及び生年月日は表示なし

令和 6 年 5 月 1 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市監査委員として議会議員のうちから選任されている藤本昌宏氏は、来る令和 6 年 5 月 3 1 日をもって辞任されるので、その後任を選任するものである。

池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

(市職員から選任する者)

住所

氏 名

衛門昭彦

生

令和6年5月16日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市職員懲戒審査委員会委員は、現在 1 名欠員のため選任するものである。